○中国地方整備局告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 占用を制限する区域　安来市吉佐町字トノヤ七五六番一から同市吉佐町字町通り三〇四番三まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年三月十七日

(七) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○九州地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

九州地方整備局長　小平田浩司

一(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
直方市大字感田一五〇五番四から同市大字感田一五〇九番一まで	前	五一・〇〇～六六・〇〇メートル	〇・〇四二キロメートル
	後	四一・〇〇～五二・〇〇メートル	〇・〇四二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
行橋市大字道場寺字迫田一四三九番六四から同市大字道場寺字小堤一四〇九番一まで	前	一五・〇〇～一五・〇〇メートル	〇・〇一八キロメートル
	後	一五・〇〇～一七・四三メートル	〇・〇一八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

九州地方整備局長　小平田浩司

十(一) 路線名　十号

(二) 供用開始の区間　図面縦覧場所

行橋市大字道場寺字迫田一四三九番六四から同市大字道場寺字小堤一四〇九番一まで　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

(三) 供用開始の期日　平成二十九年三月十六日

○九州地方整備局告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

九州地方整備局長　小平田浩司

一(一) 道路の種類及び路線名　一般国道十号

(二) 占用を制限する区域及び図面縦覧場所

路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道十号	行橋市大字道場寺字迫田一四三九番六四から同市大字道場寺字小堤一四〇九番一まで	九州地方整備局及び北九州国道事務所

二(一) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(二) 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

三　占用を制限する理由

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年三月十七日

○北海道開発局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市南区真駒内一一五番一地内	前	四六・六二～六〇・七七メートル	〇・〇四二キロメートル
	後	四六・六二～七〇・七九メートル	〇・〇四二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

北海道開発局長　今　日出人

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百七十五号　北海道雨竜郡沼田町旭町一丁目一六一番三から同町旭町三丁目二一九番五まで　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年三月十六日

○北海道開発局告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十六日から一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

北海道開発局長　今　日出人